

# 太陽光を設置のみなさま



固定価格買取制度(FIT)が  
平成29年4月1日に改正されました。

改正に伴い「**売電中の全ての設置者**」へ  
次のことが「**義務化**」されました

1. **事業認定申請の手続き**
2. **保守点検の実施**

特に、事業認定申請は9月末までに終わらない  
場合、現行認定が失効する可能性があります

詳細は↓以下の改正ポイント↓をご確認ください

## 改正のポイント

1 対象	既に運転し、売電しているものも含めて「 <b>すべての設備</b> 」が対象です。 例1) <b>企業</b> または <b>個人</b> の遊休地または建物の屋根に設置した太陽光設備 例2) <b>ご家庭の屋根</b> に設置し余った分は売電している太陽光設備 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">対象外の設備は次のとおりです。①2012年6月30日までに電力会社に申し込みした設備。 ②発電した電気は全て自家消費している設備。</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">FIT法改正についての詳細は以下のURL(資源エネルギー庁HP)をご確認ください。 <a href="http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/kaisei.html">http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/kaisei.html</a></div>
2 手続き 内容	<b>事業計画認定の作成及び提出</b> 経産省のHPからログインしてWEB上で入力します。 ログインできない場合はデータをダウンロードして紙で経産省へ提出します。
3 期限	<b>平成29年4月1日から平成29年9月30日まで</b> 期限内に提出しなかった場合、 <b>認定は失効</b> 。今までの単価で売電できなくなります。

### 連絡先

三菱電機システムサービス株式会社  
商品システム統括営業部 保守グループ  
TEL 03-6805-2780  
FAX 03-3418-8392

※事業認定申請の代行及び保守メンテナンスについての  
連絡窓口となります  
※電話受付は平日9時～17時まで  
※電話がつながりにくい場合はFAXにてお願いします

# 事業認定申請の説明書

## 申請方法

1. 資源エネルギー庁のホームページ内
2. 紙で記入して郵送でも可

## お客様が準備するもの

1. 設備認定時の書類関係一式
2. メールアドレス
3. 設備認定電子申請の登録者IDとパスワード

## よくある質問

Q1 登録者IDまたはパスワードがわからない

A1 設備認定を行った企業（販売店・工事店）の担当された方が登録者IDをもっている可能性があります。

Q2 問合せ先の企業が合併や倒産などで無くなって問合せできない

A2 設備IDが分かれば、登録者IDを新規で取得して紐付申請することでログインすることができます

Q3 設備IDもわからない

A3 資源エネルギー庁に書面で照会することができます

その際、設置者本人の免許証（写）が必要で1～2か月要します

Q4 手続きが面倒、よくわからない

A4 当社が申請の代行をおこないます

価格は一律2万円（税別）です

## メンテナンスのご案内

今回の改正でメンテナンスは義務化されましたが、点検内容及び頻度について明確な決まりはありません。

当社の点検内容は、太陽光発電協会技術資料「太陽光発電システム保守点検ガイドライン」に適合し、

10kW未満の場合、4年に1回

10kW以上の場合、1年に1回

程度で提案いたします